障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例施行後3年に係る意見募集結果について

番号	御意見	回答
1	積極的参加促進には身障者が利用する交通手段、移動手段の支援 が必要不可欠であることから交通インフラ整備が急務である。	県では鉄道駅におけるエレベーターや誘導警告ブロックの設置等の費用への補助や、バス事業者が購入する低床バスの購入費用への補助等、公共交通のバリアフリー化を推進しており、今後も継続してまいります。 ・参考: H25実績 ①JRーノ関駅及びJR平泉駅のエレベーター整備等の費用に対して補助②低床バス16台の購入費用を補助
2	介護者教育カリキュラムに身体障害の特性教育を組み入れる必要がある。	現在各機関で実施されている福祉関係の研修についてそのニーズを整理しながら、介護従事者のスキルアップにつながるよう、検討を進めてまいります。
3	全ての公共施設にスロープ、身障者用トイレを義務付けてほしい	県では、ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、スロープや身障者用トイレの整備など公共的施設整備基準を定め、特定公共的施設(医療施設、宿泊施設等特にバリアフリー整備が必要な施設)新築等の際には県への事前協議を義務付け、よりよい施設整備が行われるよう働きかけています。ただし、バリアフリー法及びひとにやさしいまちづくり条例では、基準への適合は努力義務となっています。 なお、県が新築・新設する一定規模以上の特定公共的施設について、意見聴取会を開催し、障がい者団体等からの意見等を施設づくりに反映させています。
4	健常児と共に学べる教育体制の充実	現在、特別支援学校に在籍する児童生徒は、自分の居住する地域の小、中学校との間で副次的な籍「交流籍」を活用した交流及び共同学習に取り組んでおります。 共に学ぶ機会が増えることにより、相互理解の促進、地域での居場所づくり等に結びつくものと考えております。 また、千厩・遠野・二戸地域において、小、中学校内に特別支援学校の分教室を設置し、身近な地域で共に学び、共に育つ教育の体制整備と充実に取り組んでおります。

5	身体障害者及び家族の会への支援	障がい者団体との意見交換会を通じて、支援のあり方を検討していきたいと考えています。
6	相談窓口は身近な地域の障害福祉サービス事業所の活用が望ましい い	現在障がいのある方が身近なところで相談を受けられるよう、市町村社会福祉協議会に相談受付窓口を設置しているところですが、地域での相談事案の解決に向け、市町村や相談支援事業所等の関係機関・団体等との一層の連携を図るよう努めてまいります。
7	各障害者当事者団体の育成を図る対策を検討してください。 現在、この意見提出もそうですが県、市町村、社会福祉協議会や支援団体では、障害者当事者団体に対しその声を政策や事業に反映するため、積極的に委員の派遣や審議会への出席要請を行って頂いています。 しかし障害者当事者団体はその組織率において多くの障害者の声を十分に活かすだけの団体としてふさわしいのか、団体の役員の一人として反省すべきことが多い状況です。 県を含め各行政機関としても、当事者の多種多様な意見を政策に生かしていくためには、当事者団体が最低限障害者当事者の一定の組織化が必要と考えておられるものと思います。在宅のまま団体からの呼び掛け以外に、行政の広報(ホームページ等)に意図的に参加しパブリックコメントに意見を述べることは、現状ではかなり困難があると思われます。 障害当事者の多くは、団体に参加し仲間意識を育むことにより意見を述べるようになることは、私たちの団体でも市町村協会での意見交換会で証明されていると確信しています。そのためにも、障害当事者団体の育成と組織強化の政策を推進して頂きたく要請いたします。このことこそが、この「岩手県づくり条例」を生かした県づくりを推進する最大のテーマと考えます。	障がい者団体との意見交換会を通じて、様々な要望や政策提言等をいただき、障がい福祉の充実・強化に努めていくとともに、障がい者団体の意見交換を通じて、様々な団体が連携していく場としての提供を図っていきたいと考えています。

現在、市町村に業務が委託されている身体障害者・知的障害者相談 身体障害者・知的障害者相談員制度に係る事務は、県から市町村へ権 員制度は充分その機能が生かされていないのではないかという意見 |限移譲されていることから、当該制度の運営形態は市町村ごとに異なって があり、制度そのものを中止している自治体も出ています。そこで、こ いるところです。 県では今後、これら市町村における当該制度の活用状況について現状 の制度を生かすため、各市町村に相談員が随時又は定期的に相談 出来る窓口を設置することを望みます。そして設置した窓口を相談す 把握に努めるとともに、いただいたご意見につきましては、相談員研修会な る日程(例えば、毎週何曜に何時から何時)については市町村の広報 どの機会を捉えて情報提供するとともに、市町村に対してもお伝えしていき |を通じて住民に周知する。相談によっては障害者相談員では対応が ます。 難しい課題が予測されますが、各市町村の相談支援専門委員との事 |前の打合せとネットワークとが必要です。更に県が運営をしている障 がい者110番事業とも連携することは充分可能であり、ワンストップ支 援とに有効と思います。 各市町村で任命している民生委員との協力 が得られるように協議が進むことができればお互いの理解が深まりこ の条例の趣旨が一段と生きることになると考えます。 **障害者社会参加促進事業、とくにも障害者スポーツ大会、スポーツ** 現在、障がい者スポーツにおいては、希望郷いわて大会に向けて選手育 教室のはたしている役割はたいへん大きなものがあります。 そこで 成強化に力を入れ取り組んでいるところですが、障害者スポーツに係る組 |希望郷いわて大会を契機に、岩手県障害者スポーツ協会の設立を障 |織につきましては、他県の設立・運営状況を参考にしながら検討していきた |害者自立支援の政策として取り上げていただきたいです。 全国でこ lいと考えています。 の協会がないのは、岩手県を含め数県だけです。少なくとも最後の一 9 【県にはならないようお願いしたい。 設立準備、設立後の運営に対し 十分な予算措置をお願いいたします。 28年の国体は夏・秋・冬の各大会を同一年同一県で実施する完全国 希望郷いわて国体冬季大会は平成28年1月にスケート・アイスホッケー 体と成果を強調されていますが、残念ながら冬の国体の障害者に障 競技が開催され、同年2月にスキー競技が開催されます。国体冬季競技に 害者の参加する種目がありません。 これは岩手県の問題ではなく国 おける実施競技は国民体育大会開催基準要項により定められているとこ |体の歴史そのものの課題ではあります。 しかし、今年は日本も国連 ろであり、種目の参加は難しいところでありますが、前走など、冬季大会期 の障害者権利条約を批准した年として記念すべき年です。 国際的に 間において障がい者が参加できる可能性を関係機関のご意見を踏まえな |は先のソチパラリンピックの成功を見ても、障害者スポーツはスポーツ|がら検討してまいります。 ┃の世界では完全にオリンピックと一体のものとなっています。 岩手が 10 |国体の新しい歴史を創る県としてその資格は充分ありますし、また「県 づくり条例」の精神を県民と共に具体化する権利を持っている県であ ると私は思います。 まだ、2年6ヶ月以上あります。県の最大限のご |努力を期待します。 冬の国体に障害者参加種目を取り上げる県民運 動を展開しましょう。

11	こと増員の要望又今後災害時の事を考えると、市町村長は高齢者障	【前段】 平成25年の災害対策基本法の改正により、市町村に障がい者等の避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられたことから、県では市町村において取組が進むよう働きかけを行っています。名簿作成に当たっては個人情報の取扱いを適切に行い、原則として同意に基づいて、避難支援等関係者に必要な情報が提供されるよう各市町村において地域防災計画等で定めることとされています。 【後段】 おねがいカードの利用について、多くに県民に理解促進が図れるよう今後とも啓発に努めていきます。
	車イスで1人では外出できない在宅療養者が交流会や総会等に出かける時の介護タクシー代が負担です。ALSで全身動かせないが、頭は正常なので、呼吸器つけて声は出せなくても、耳がきこえ、目が見えれば参加できます。病院へ通う時の介護タクシー免除のように同じ扱いになると助かります。車イス用自家用車を持っていない障害者(難病患者)の参加が増えると思う。	移動支援に関する事業については各市町村において行われていますので、要望のあったことは、機会を捉えて市町村へお伝えします。
13	岩手喉友会は声を失った方々への発声訓練を実施している県内唯一の団体です。今、「どこのだれ」が声を失ったを調べる道はありません。地方自治体(県を含む)との友交的交流の中で、例外的に面会の依頼を受ける以外は、個人を特定できません。 そのために、個人を特定できる方途を望みます。	地方自治体が保有する個人情報については、個人情報保護条例の規定により情報を提供することはできないことから、貴団体の会員が訓練等を行う医療機関や地域の福祉センター等の協力を得ながら、団体の活動等を周知され、会員の確保に努めていただきたいと考えています。

14	交流機会の拡大及び充実について 東日本大震災を機に、自然災害時の要援護者として話題に上がる 高齢者を含め障害に特化した社会参加促進事業だけでなく、人口比と して多い存在となる高齢者向けの事業との連携、共催などを検討する ことも必要。 加えて、28年度開催される全国障害者スポーツ大会を単なるボラン ティアと選手という関わりだけでなく、若い人たちが障がい者福祉に興 味を持っていただけるような、将来の福祉人材育成の場にするなど工 夫が求められる。	
15	職員の育成について 障がい者に直接関わる教員だけでなく普通学校(小中高)の教育研修として、長期休暇中に障がい者施設で一日でもいいので実習してはいかがか。障がいの理解だけでなく「共に生きる」ことを実感してもらえると思う。弱い立場の人(障がいの有無だけでなく)を目前にした時の教員の言動は、子ども達へ大きな影響を及ぼすと思う。誰にでも思いやりのある接し方が出来る人に一人でも多く育ってほしい。 子どものうちから、障がいのある方と接する機会があると心の成長が違うと思う。	特別支援教育に関する教員研修は、幼稚園、小・中学校、高等学校のすべての教員を対象とし、各種研修会にて実施しています。また、小・中学校においては、相互理解を深め、支え合うことの大切さを学び合うことを目的に、特別支援学校の児童生徒との交流及び共同学習に取り組んでおり、これらの取組を通じて、教員同士が共通理解を図っております。
16		本条例は障害者虐待防止法や障害者差別解消法に先んじて平成23年に施行されたものであり、県民全体で障がいに対する理解を深め、障がいのある方への不利益な取扱いをなくすことを目指す理念条例となっています。法律や条例については、各種研修やリーフレット等において広く県民に対し周知を図っているところですが、障害者差別解消法の制定に合わせ、より一層理解が深まるよう取り組んでまいりたいと考えております。

17	たいものがあり、どこよりも早く障がい者の権利擁護を重視していた千	県では、市町村や各事業所等を対象とした「障害者虐待防止研修」を年3回開催しているほか、ポスター・リーフレットやラジオCM等による広報を行い、障がい者虐待の防止に努めているところです。各種会議や研修において情報共有を図りながら、関係機関と一層連携を深め、県内における虐待をなくすよう取り組んでまいります。
18	条例の条文を理解するため障害者が社会生活を営む上で(職場も含む)何が障害となっているかという理解促進のために、個々の障害特性を啓発するべきである。例として、視覚障害者は「移動する事・普通の字を読み書きすること・人の顔や姿が分からない・自分の周辺の状況が分からない(情報障がい者)」などとの具体的で端的な表記の文書となるようお願いしたい。	県では、本条例に基づき、県民に対しポスター・リーフレットやラジオCM 等により、障がいのある方に対する理解が深まるよう、普及啓発に努めて いるところです。障がいのある方もより安心して社会生活が営めるよう、条 例や各種施策を通じ支援してまいりたいと考えております。
19	国・県市町村・社会福祉協議会・町内会等から来る封書に、視覚障がい者への合理的配慮としてどのような通知文書かを封筒表面に標記願いたい。また昨今、封書面や書類文書の文字が小さくなってきている。よって弱視者や高齢者に優しい表記を願いたい。	県では、ポスター・リーフレットやラジオCM等による条例の趣旨に関する 周知を行い、障がいのある方への合理的配慮を働きかけております。また、平成28年度に施行される障害者差別禁止法においても、障がいのある 方に対する合理的配慮が規定されていますので、条例と併せこれらの取組 が普及していくよう努めてまいります。
20	障がい者雇用率が高まっているといわれるが、視覚障害者雇用率はそのなかにあって、なかなか上がっていないのが実態である。よって視覚障害者の雇用率拡大啓発を願いたい。	県では、企業における障がい者の雇用維持及び雇用の一層の促進を図るため、毎年、障害者雇用支援月間(9月)中に要請活動を行っています。 平成25年4月1日から法定雇用率が引き上げになったことに伴い、昨年度は新規学卒者の採用枠の確保等と併せて6月に要請活動を実施し、その後も広域振興局等に配置している就業支援員が各企業を訪問し、障がい者の雇用に対する理解を求めています。 今年度も昨年度同様、6月に要請活動を実施することとしています。
21	視覚障害者への代筆・代読の支援がまだまだ社会に定着していないため、各種契約行為等の社会的経済活動が不十分な状況である。また、自筆記名や本人押印を法律的位置づけから強制される屈辱も現実にある。更には、各種会議での資料等が点字で示されていないため、会議の協議に参画できない不利がある。	本条例のほか、平成28年には障害者差別解消法が施行されます。県でも関係機関等と連携を図りながら、障がいのある方への合理的配慮に対する理解がより一層深まるよう働きかけを行ってまいります。

(第11条に基づく県の取組状況(②新聞、ラジオ、県広報紙等の広報媒体による普及啓発、④県が新築・新設する一定規模以上の特定公共的施設について、意見聴取会を開催し、障がい者団体等から点字ブロックやスロープの位置、トイレの形状等について意見を聴取)について)強化していただきたい。

【普及啓発について】

本条例については、毎年ポスター・リーフレットを作成・配布しているほか、ラジオCMによる普及啓発も行っておりますが、今後より広く県民へ条例に対する理解していただけるよう働きかけを行っていきたいと考えております。

【特定公共的施設について】

県が新築・新設する一定規模以上の特定公共的施設に係る意見聴取会については、適宜開催することとしており(近年では災害公営住宅等について開催)、意見等を施設づくりに反映させています。

22